

倫理法・倫理規程セルフチェックシート

(係長級職員用⑤ 解答・解説)

答合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「倫理法」とは国家公務員倫理法を、「倫理規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

国家公務員倫理審査会から配付している倫理教本やホームページに掲載している国家公務員倫理規程解説なども参考にしてください。

番 号	正 解	解 説
1	×	<p>同一府省内の職員は、「利害関係者」には含まれないと解されています。(平成12年7月4日国家公務員倫理審査会事務局首席参事官)</p> <p>ただし、地方出先機関が組織ぐるみで、本省の職員に繰り返し酒食をもてなすような場合、もてなしを受けた本省の職員は、利害関係者以外の者等との間における禁止行為を定めた倫理規程第5条第1項に違反する可能性があります。</p>
2	○	<p>利害関係者から物品の贈与を受けることは禁止されています。(倫理規程第3条第1項第1号)</p> <p>ただし、職員が不在中に、家族が一方的に利害関係者から送られてきた贈答品を受け取るということは、現実的に想定されうる事態であり、このような場合は、職員が利害関係者からの贈与であることを認識した後に速やかに、当該物品をそのまま返送すれば、倫理規程の禁止行為には当たらないこととして取り扱っています。なお、このような場合、上司や倫理事務担当者に対して当該事実を報告しておくことが望ましいと考えられます。</p>
3	×	<p>かつての勤務先である民間企業の社員との関係は、職員としての身分にかかわらない関係である私的な関係に該当することから、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況等にかんがみ、利害関係者との間の禁止行為を行うことが例外的に認められる場合があります。</p>
4	×	<p>職員が依頼を受けて講師を務める場合等において、先方から合理的な範囲内で実費相当額の旅費を受けることは、「財産上の利益の供与」を受けることには当たらないと解されており、その場合は、倫理規程第3条第1項第1号の「贈与等を受けること」には当たりません。</p> <p>ただし、「実費相当額」とは、原則として、国家公務員等の旅費に関する法律(以下「旅費法」という。)の基準による額を目安としており、今回の事例はビジネスクラスを利用することに特段の理由もないことから、先方からの旅費の提供は「実費相当額」のものとはいえ、旅費法上の旅費との差額分の「贈与等を受けること」に当たります。</p>
5	○	<p>職務として利害関係者の事務所や現場などを訪問する際、他に公共交通機関がなく、利害関係者の自動車を利用するしか手段がないような場合、利害関係者の自動車を利用することは、例外的に認められています。(倫理規程第3条第2項第4号)</p> <p>ただし、提供される自動車は、当該利害関係者が業務・通勤等に日常的に利用しているものに限られ、当該職員のために特に用立てたハイヤーなどの利用は認められません。</p>

6	○	<p>倫理規程では、利害関係者と共にゴルフをすることは禁止されていますが、これは「ゴルフ接待」という言葉があるように、かつて接待の典型的な手法としてゴルフが用いられたことを踏まえたものであり、自己の費用を負担したとしても認められていません。</p> <p>ただし、自分が会員になっているゴルフ場が主催する月例ゴルフコンペに参加しようとしたところ、参加者の中にたまたま利害関係者が含まれているような場合は、倫理規程の禁止行為には当たらないとされています。</p>
7	×	<p>職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けることは、通常の接遇の範囲内の行為であって、それによって公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれはないと考えられるため、禁止行為の例外として認められています。(倫理規程第3条第2項第7号)</p>
8	×	<p>飲食費用等をその場に居合わせなかった事業者等に、本人の知らないままにその者の負担として支払わせる、いわゆる「つけ回し」行為は、利害関係者であるかどうかにかかわらず、禁止されています。(倫理規程第5条第2項)</p> <p>利害関係者と私的な関係がある場合、倫理規程第3条第1項各号(第9号を除く)に該当する禁止行為を行うことが例外的に認められる場合がありますが、この「つけ回し」行為には適用されません。</p>
9	×	<p>利害関係者と割り勘で飲食を共にすることは自由です。ただし、利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食する場合、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、事前に倫理監督官に届け出なければならないとされています。(倫理規程第8条)</p>
10	○	<p>現在、すべての府省等及び倫理審査会に通報窓口が設置されており、多くの府省等では弁護士等による外部窓口も併せて設置しています。</p> <p>各府省等及び倫理審査会では、電話、郵送、メール、面談いずれの手段によっても国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に関する情報を広く受け付けています。</p> <p>通報は匿名でも受け付けています。通報者の個人情報や窓口限りでとどめられるなど、個人情報の秘匿は厳守されています。</p> <p>また、通報した職員に対して不利益な取扱いをしてはならないことが倫理規程第14条第4号に定められていますので、積極的に通報窓口をご活用ください。</p> <p>【倫理審査会の相談・通報窓口(公務員倫理ホットライン)】 電話:03-3581-5344 FAX:03-3581-1802 郵送:〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3 国家公務員倫理審査会事務局宛</p> <p>※ 電子メールでの相談・通報は、検索サイトで「公務員倫理ホットライン」を入力してアクセスしてください。</p>